

令和 7 年度 歩行空間における移動支援サービスに関する現地事業 実施箇所募集要領

1. 事業の目的

(1) 現地事業の経緯・概要

国土交通省では、歩行空間における段差などのバリア情報やバリアフリー施設の情報など、歩行空間を利用する人・ロボットの様々なニーズに対応する各種データのオープンデータ化を推進し、段差を避けた経路検索・案内やバリアフリー施設情報提供等の多様なサービスを通して、誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、取り組んでいます。

このようなサービスを実現するためには、移動経路における段差や幅員、バリアフリー施設等の情報をあらかじめデータ化しておく必要があり、作成されたデータを民間事業者等が活用して多様なサービスを創出できる環境づくりが必要となります。

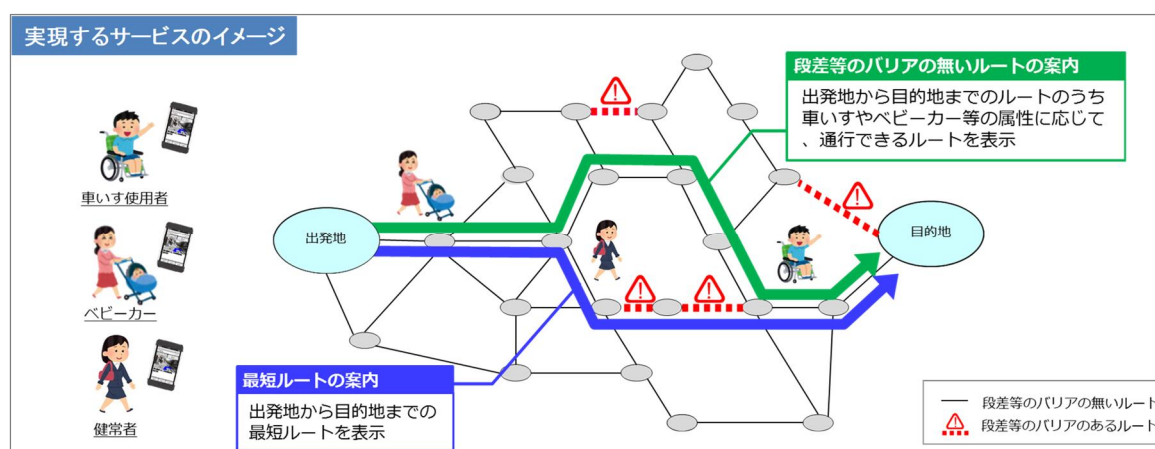


図1 歩行空間における移動支援サービスのイメージ
(バリアフリールートのナビゲーションの例)

これまで、移動経路における段差、幅員等の状況やバリアフリー施設等（例えば、バリアフリースイレ等）をデータ化するための仕様^(※1)、普及促進を目的としたガイドライン^(※2)や手引書^(※3)の作成を行っております。また、本取組で必要となるデータ整備を支援するためのツール（歩行空間ナビゲーションデータプラットフォーム、通称：ほこナビ DP）のプロトタイプシステムを構築^(※4)してきたところです。

これまでの取組における課題として、移動経路における段差などのバリア情報やバリアフリー施設等の情報の整備は、時間と労力を必要とすることから、データ整備・更新が進んでいない状況です。さらに、外出先のバリアフリー施設等に関する情報が必要な障害者や高齢者、乳幼児保護者等にとって、自治体や施設管理者等から提供されているバリアフリー施設等の情報は、提供手段や内容、表現、定義等にバラつきがある状況となっています。

このような状況を踏まえ、国土交通省ではバリアフリー施設等のデータを標準化するとともに、データ整備・更新・オープンデータ化をより効率的に対応できるよう、AIを活用したデータ整備支援ツールの構築を目指しております。このデータ整備支援ツールを活用することで、例えばバリアフリー施設等のデータの収集時において、民間の施設管理者等が、直接

データを整備・更新できるようにすることで、バリアフリー施設等のデータ収集の効率化に寄与する可能性があります。このため、施設管理者や民間事業者、NPO、市民等の多様な主体の参画が可能となるよう AI を活用したデータの整備・更新、オープンデータ化・利活用ができるような環境の構築を目指し、「歩行空間における移動支援サービスに関する現地事業」（以下、「現地事業」という。）を実施することとしました。



図2 「オープンデータの考え方」に基づくサービス創出のイメージ

（2）現地事業で検証する内容及び成果の取扱い

現地事業は、歩行空間における移動支援サービスの全国的な展開及び普及に向け、歩行空間の移動支援に資するデータ（歩行空間ネットワークデータ、バリアフリー施設等データ、歩行空間の3次元地図データ等）のうち、バリアフリー施設等データの整備・更新・オープンデータ化及び利活用に係る運用方針やシステムの機能面の検討等を実施します。

現地事業では、一連の取組を踏まえ、下表について確認することとし、得られた知見・ノウハウは、ガイドラインの改定やほこナビDPの改良等に活用します。

また、現地事業で整備するデータは、現地事業終了後も参加する団体にてご利用頂けます。さらに、本取組内容は、ガイドラインや国土交通省のホームページにて事例として掲載し、全国に紹介する予定です。

表1 現地事業で検証する内容

検証項目	検証内容
多様な主体の参画に向けたデータ整備・更新に関する検証	・持続的なデータ整備・更新を実施するためには、地方公共団体のみならず、施設管理者、市民等によるデータ整備・更新の体制構築が必要不可欠になると考えられます。このため、既存施策において実施するバリアフリー調査 ¹⁾ 等で構築し

	ている体制を活用する等により、バリアフリー施設等データのデータ整備・更新において多様な主体の参画による、ほこナビ DP を活用したデータ整備・更新の可能性や方法・留意点を確認します。
データのリストアップ、整備、更新、オープンデータ化に関する検証	・地方公共団体等が所有するバリアフリー施設等データにおいて、データ整備・更新・オープンデータ化でのほこナビ DP の活用可能性や活用する際に生じた課題を段階ごとに確認します。 ・データを公開するまでの一連の作業を実施するための地方公共団体職員等の作業量・作業負担を確認します。 ・ほこナビ DP を活用してオープンデータ化するまでの作業を通じ、持続的な運用に向けて検討すべき内容について、段階ごとに確認します。

- 1) 「バリアフリー調査」：観光マップ、避難ルートマップの整備や道路のバリアフリー化の検討等のために歩行経路や公共施設等のバリアフリーの状況を確認するための調査を指す。

(3) 参考資料

- (※1) 仕様①：「歩行空間ネットワークデータ整備仕様」(2024 年 7 月)

(URL) <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/content/001757259.pdf>

仕様②：「バリアフリー施設等データ整備仕様 (案)」

(URL) <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/content/001900529.pdf>

- (※2) 「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」(2018 年 7 月版)

(URL) <https://www.mlit.go.jp/common/001244376.pdf>

- (※3) 効率的な歩行空間ネットワークデータ等の整備に向けた手引き(2019 年 3 月版)

(URL) <https://www.mlit.go.jp/common/001283317.pdf>

- (※4) 歩行空間ナビゲーションデータプラットフォーム (ほこナビ DP)

(URL) <https://www.hokonavi.go.jp/>

2. 事業の概要

(1) 対象者

地方公共団体又は地方公共団体を構成員とする協議会（以下「実施主体」という。）

(2) 事業箇所

現地事業の実施予定箇所は、最大 2 箇所を予定しています。

（但し、非選定箇所に対しても取組を自主的に実施される場合には、問合せ対応等の支援を実施する予定です。）

(3) 事業概要（実施主体の実施内容）

現地事業は、ほこナビ DP のプロトタイプシステムのうち、現在構築中の写真から AI を活用することによりバリアフリー設備の判定を行い、データ整備・更新等を行う「バリアフリー施設等整備システム」を活用し、「バリアフリー施設等データ整備仕様（案）」に基づき、バリアフリー施設等データの収集、公開等を実施するものです。

なお、現地事業の実施主体に対して国土交通省から事業費を交付するものではありません。現地事業の実施は、国土交通省にて委託するデータ整備等の支援業務を受託する民間事業者と連携するものとします。

① 歩行空間における移動支援サービス実現のための取組

(ア) 全体計画の立案

現地事業の実施に際し、(イ)～(カ)に記す事項を進めるための全体計画を立案します。

(イ) 実施体制の構築

多様な主体の参画による現地事業を実施するための体制を構築し、関係者の役割を明確にします。実施体制は、地方公共団体の職員だけに限らず、大学等の教育機関、観光協会、商工会、施設管理者、バリアフリースターセンター、患者支援団体、市民等のボランティア等により構成します。

(ウ) データのリストアップ

バリアフリー施設等データの効率的なデータ整備・更新に向けて、地方公共団体等で保有する様々なデータも踏まえ、オープンデータ化するデータのリストアップを実施します。

(エ) データの収集

(ウ) でリストアップしたデータのうち、地方公共団体等の関係部署・団体と調整の上、既存の施設情報に係るデータを収集します。

(オ) データの整備

(エ) で実施するデータの収集を踏まえ、バリアフリー施設等データ整備システムを活用してバリアフリー施設等データのデータ整備を実施します。このデータの整備は、「バリアフリー施設等データ整備仕様（案）」に基づき実施します。

データの整備に際しては、データ整備エリアや対象施設の選定等の整備計画の立案を行うとともに、地方公共団体等で保有する既存の施設情報に係るデータ及びスマートフォンを用いて現地調査で撮影した写真等を活用し作成します。

(カ) オープンデータ化

(オ) にて整備したデータを、オープンデータとして公開します。なお、オープンデータの利用ルール等を定めていない場合には、データ公開に合わせて検討します。

(キ) 事業成果のとりまとめ

(ア)～(カ)の実施内容を成果として取りまとめを実施します。

※ (ア)～(キ)の取組を円滑に実施するため、必要に応じて関係者による打合せを実施。

事務所内でのデータ整備(PC使用)



現地確認とあわせたデータ整備(スマートフォン使用)

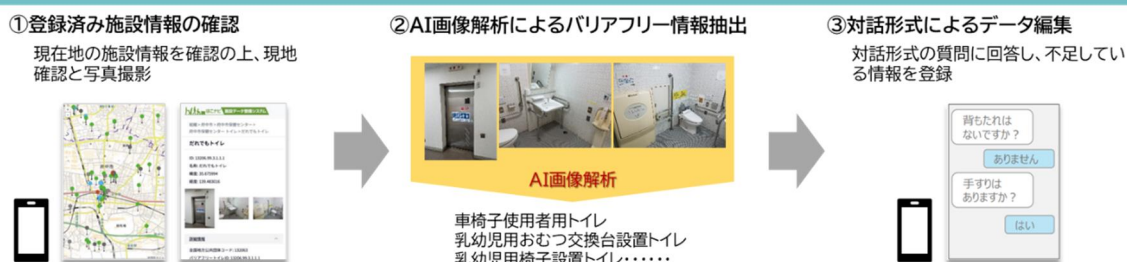


図3 現地事業でのデータ整備イメージ

(4) 現地事業支援業務(民間事業者)の実施内容(予定)

国土交通省は、本事業の公募にて選定する実施主体を支援するための業務を民間事業者に委託しています。

民間事業者は、(3)に記す実施内容について実施主体の支援をします。

民間事業者が実施する内容は、下表の通り予定しています。なお、現地事業にあわせ実施主体にて独自に行う取組に関して、下表に記載されている項目以外のものについては、実施主体の負担にて実施して頂くこととなります。

表2 現地事業支援業務(民間事業者)の実施内容(予定)

No	項目	内容
1	歩行空間における移動支援サービス実現のための取組支援	
	(ア) 全体計画の立案支援	全体計画立案において、実施計画や工程計画等の作成を支援します。
	(イ) 実施体制の構築支援	実施体制の構築において、関係部署・団体向けに現地事業の概要やほこナビ DP の機能等に関する説明資料の作成を支援します。
	(ウ) データのリストアップ支援	バリアフリー施設等データの整備・更新に必要な実施主体等が所有するデータのリストを作成する際に、対象データに含まれているバリアフリー施設等データ整備仕様(案)に定義されている情報項目を整理する。
	(エ) データの収集支援	実施主体が収集した電子データを機械判読可

		能でオープンデータに適したフォーマットへの変換等を支援します。
	(オ) データの整備支援	ほこナビ DP の利用方法の講習や操作支援を実施します。また、実施主体が選定したエリアにおいて、実施主体が保有する既存データ等を利用したデータ整備を支援するとともに、現地調査で撮影した写真等を活用したデータ整備の支援も行います。なお、現地調査の施設数は1地区あたり、10箇所程度 ¹⁾ のデータ整備を想定しています。
	(カ) オープンデータ化支援	現地事業により整備されたバリアフリー施設等データをオープンデータに適したフォーマットにして公開する作業を支援します。
	(キ) 事業成果のとりまとめ支援	(ア) ～ (カ) の実施内容のとりまとめを支援します。
2	問合せ対応	選定箇所、非選定箇所における取組に関する問合せへの対応を行います。

1) バリアフリー施設等データの整備数は、既存資料など事前にある情報を用いず、現地調査を基にデータ整備を行う場合は 10 箇所程度/地区を想定しています。既存資料等を用いて効率的に情報収集を行う場合は、この限りではありません。

(5) 事業成果の公表

現地事業の成果については、以下に示す通り公表することを予定しています。

- ① 現地事業で得られた知見・取組概要について、ガイドライン等に記載するとともに、国土交通省のホームページにも掲載する予定としています。
- ② 現地事業の取組概要について、国土交通省が開催する有識者委員会にて報告していただくことを予定しています。
- ③ 現地事業で作成したバリアフリー施設等データについて、国土交通省の HP において、オープンデータとして掲載する予定としています。

(6) 実施期間

現地事業の実施期間は、令和 8 年 2 月までです。

(7) 現地事業の実施範囲

現地事業は、「2. (3) 事業概要（実施主体の実施内容）」に記述する実施事項を対象とします。現地事業以降に実施主体で実施する取組みは対象外です。

3. 募集について

応募にあたっては、別添の様式に従い以下の内容を記述してください。様式の記載欄が不足する場合、適宜調整してください。

(1) 提案書の記述内容

1) 応募者等

地方公共団体又は地方公共団体を構成員とする協議会の構成機関を記述します。なお、協議会での応募申請の場合は、以下の応募資格を有する協議会のみとなります。応募段階で協議会が設置されていない場合は、選定後、現地事業開始までに協議会の設置を行うことにします。

【応募資格】

- ・事業対象地となる市区町村が明らかであること。

2) バリアフリーに関する取組の状況

応募団体が実施しているバリアフリーに関する取組の概要、これまでのバリアフリー調査の実施状況について記述します。

※取組実績がなく、令和7年度以降よりバリアフリーに関する取組を実施する場合は、計画内容を記述します。

3) 事業の実施体制

現地事業を実施するために予定している関係部署・団体と役割を記述します。また、応募時点の関係部署・団体との調整状況、実現性を記述します。

4) 取組内容

現地事業における取組内容として以下を記述します。

- ① バリアフリー施設等データのリストアップ、収集の方法、収集対象とするデータの種類及び数量
- ② 現地事業で整備するバリアフリー施設等データの対象エリアとその考え方

5) 将来のデータのメンテナンス

現地事業で収集・整備するデータのメンテナンスについて、現時点で想定される方法や頻度について記述します。また、将来的にはほこナビ DP を活用してデータ整備・更新の実施を想定した場合、現時点において想定される課題等についても記述します。

6) オープンデータ化に関する取組状況

地方公共団体の業務にて整備された様々なデータのオープンデータ化の状況、今後のオープンデータ化に関する取組・利活用予定について記述します。

(2) 応募書類の提出

1) 受付期間

応募書類の提出締切は、令和 7 年 8 月 29 日（金）（17 時必着）まで

2) 提出書類

① 提案書（別添様式）

3) 提出方法

2) の提出書類を下記の提出先まで、電子により提出してください。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 3 階

国土交通省政策統括官付 歩行空間における移動支援サービスに関する現地事業担当

TEL：03-5253-8111（内線 53115）

電子メール：hqt-soukou01 アット mlit.go.jp

※「アット」を「@」（半角）に変えてください。

(3) 選定方法

提出された提案書については、外部有識者の助言・意見等を踏まえ、以下の「選定を特に優位に評価する要件」及び「選定を優位に評価する要件」を考慮の上、総合的に評価を行います。

【選定を特に優位に評価する要件】

- ① 多様な主体の参画による事業の実施体制が具体的に計画され、関係部署・団体等と調整を図る準備が出来ている。
- ② バリアフリー施設等データを利活用した具体的なサービス案が提案されている。

【選定を優位に評価する要件】

- ① 現地事業で収集する情報、調査項目が具体的に提案されている。
- ② 現地事業で整備するデータのほこナビ DP を活用したデータ整備・更新の方法が具体的に提案されている。
- ③ 取組内容について、他地域への普及の容易性の観点から優れた提案をしている。
- ④ 実施主体がバリアフリー施設等のデータを保有している。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、応募者あてに連絡します。また、国土交通省のホームページ等において選定した実施主体及び実施箇所を公表します。

非選定となった場合は、応募者へ連絡のみとします。なお、非選定となっても取組を自主的に実施される場合には、国土交通省より問合せ対応等の技術的な助言を行う予定です。

(5) 問合せ

(2) 3) の提出先に同じ。

4. 事業費の負担

現地事業では、実施主体に対して国土交通省から事業費を交付するものではありません。また、現地事業とあわせて、実施主体が独自に行う取組に関しては、実施主体の負担にて実施していただくこととなります。

5. その他

(1) 実施方法

国土交通省は、実施主体と緊密に連携して現地事業の実施を支援する民間事業者と委託契約を締結しています。なお、現地事業の実施箇所として選定された実施主体には、民間事業者の支援を受け、主体的に携わっていただきます。

(2) 実施内容

現地事業は、募集時に提出された提案書の内容に基づき実施しますが、事業のとりまとめの方向性等を考慮し、実施内容を調整する可能性があります。

(3) スケジュール

現地事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりを想定しています。ただし、諸事情により、変更する場合があります。なお、別途、実施中に進捗状況等について報告を求めることがあります。

表3 実施スケジュール（予定）

実施スケジュール		実施主体 (実証に関する事項)	民間事業者	国土交通省
令和7年	7～8月	募集開始	—	—
	8～9月	募集締切(8/29) 選定通知(9月中下旬)	—	有識者会議 →実施箇所の選定
	9～12月	事業の実施 ・計画立案 ・実施体制の構築 ・データの整備 等	事業実施の支援	
令和8年	2月	成果とりまとめ →有識者会議での報告 データのオープンデータ化	成果とりまとめ支援	有識者会議→実施結果の報告 取組概要・成果等をガイドラインに反映